

梅花女子大学 公的研究費に関する内部監査の実施について

制定 2015年9月 9日

改正 2023年4月 1日

公的研究費に関する内部監査の実施方法について、次の通り定める。

(1) 学内監査部門の設置

公的研究費の適正な管理のため、総務部に学内監査部門を設置する。

最高管理責任者の直轄的な組織とし、内部監査における実質的な権限を持つ。

【構成員】総務部長、内部監査担当者、庶務グループ GM、財務グループ GM

(2) 監査の対象・内容

① 通常監査

所属する研究者が代表者として交付を受けている研究課題数の概ね 10%以上を対象に、書類上の監査を実施する。監査対象年度は前年度とし、年 1 回以上実施する。

収支簿・証憑書類・出張届・出勤簿等の確認や、通帳との突き合せ等を行なう。

② 特別監査

通常監査を行なう補助事業のうち概ね 10%以上を対象に、書類上の通常監査の内容に加えて、事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な監査を実施する。監査対象年度は前年度とし、年 1 回以上実施する。

通常監査の内容に加え、購入物の使用状況の確認、出張の事実確認、雇用者の勤務実態の確認等を行なう。

③ リスクアプローチ監査

不正が発生するリスク要因に着目した監査を実施する。監査対象年度は前年度とし、抜き打ちを含めて不定期に行なう。

(3) 監事および会計監査人との連携

学内監査部門は、監査結果等について、監事および会計監査人に報告し、意見を求めるなどし、有効かつ多角的な監査を実施する。その他、不正防止計画の策定・実施・見直しについての意見交換を行う。

【実施回数・時期】年 1 回・12 月又は 2 月

(4) 管理体制の検証

学内監査部門は、実態に即して不正発生要因を分析し、不正防止に有効な管理体制となっているかを確認・検証する。

(5) 監事について

監事は、不正防止計画に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を理事会において報告し、意見を述べる。さらに、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において報告し、意見を述べる。

- 附 則
- 1 この規程は、2023 年 4月 1日から施行する。
 - 2 この規程の改廃は、部長会の議を経て、学長が行うものとする。